

就学事務手続きの手引

《 平成 23 年改訂版 》

平成 23 年 5 月

栃木県教育委員会事務局
特別支援教育室

目 次

	ページ
第1章 障害のある子どもの就学指導の基本	
1 一人一人の特別な教育的ニーズに対応した教育	1
2 就学義務	1
3 障害のある子どもの就学について	2・3
4 就学基準	3
<別表> 就学基準表 「障害の程度と就学する学校・学級等」	4～10
5 特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導対象者の基準一覧	11
第2章 就学手続きの流れ	
1 就学手続きの解説	
1-1 就学予定者の手続き	12
1-2 在学者の手続き	13
(1) 小・中学校から特別支援学校への転学手続き	13
(2) 特別支援学校から小・中学校への転学手続き	14
(3) 特別支援学校の児童生徒が認定就学者になったと判断する場合の転学手続き	15
(4) 認定就学者として小・中学校に在学する児童生徒が、視覚障害者等でなくなった場合の転学手続き	15
(5) 認定就学者として小・中学校に在学する児童生徒が、認定就学者でなくなった場合の転学手続き	16
1-3 区域外就学等の手続き	17
(1) 他の都道府県立特別支援学校への就学手続き	17
(2) 市立特別支援学校への就学手続き	17
(3) 国立又は私立の特別支援学校への就学手続き	18
(4) 区域外就学等をしている者が退学し、特別支援学校へ転学する場合の手続き	18
(5) 区域外就学等をしている者が視覚障害者等でなくなり、小・中学校へ転学する場合の手続き	18
(6) 学齢簿の加除訂正	18
2 就学指導の流れ	19
3 就学指導の実際	20
4 就学手続き	
<u>4-1 新学齢児の就学手続き</u>	
4-1-1 新学齢児<視覚障害者等> ⇒ 特別支援学校	21
4-1-2 新学齢児<視覚障害者等以外の者および認定就学者> ⇒ 小学校	22
<u>4-2 小・中学校在籍児童生徒の転学手続き</u>	
4-2-1 小・中学校<視覚障害者等> ⇒ 県立特別支援学校	23
【市町教育委員会が認定就学者でないと判断した場合】	
4-2-2 小・中学校<視覚障害者等> ⇒ 小・中学校	24
【市町教育委員会が認定就学者であると判断した場合】	
4-2-3 小・中学校<認定就学者でなくなったと史料した場合> ⇒ 小・中学校	25
【市町教育委員会が認定就学者であると判断した場合】	
4-2-4 小・中学校<認定就学者でなくなったと史料した場合> ⇒ 県立特別支援学校	26
【市町教育委員会が認定就学者でないと判断した場合】	
4-2-5 小・中学校<認定就学者が視覚障害者等でなくなった場合> ⇒ 小・中学校	27

<u>4-3</u>	<u>県立特別支援学校在籍の児童生徒の転学手続き</u>	
4-3-1	県立特別支援学校 ⇒ 小・中学校 【特別支援学校の対象でなくなった場合】	28
4-3-2	県立特別支援学校<認定就学者として思料される場合> ⇒ 小・中学校 【市町教育委員会が認定就学者であると判断した場合】	29
4-3-3	県立特別支援学校<認定就学者として思料される場合> ⇒ 県立特別支援学校 【市町教育委員会が認定就学者でないと判断した場合】	30
4-3-4	同一障害種別の県立特別支援学校間の転学	31
4-3-5	障害種別の異なる県立特別支援学校間の転学	32
4-3-6	住所変更に伴う県立特別支援学校間の転学	33
4-3-7	他県への住所変更に伴う（他県の）特別支援学校への転学	34
4-3-8	県立特別支援学校在籍者の住所変更	35
4-3-9	県立特別支援学校内における教育措置等の変更	36
4-3-10	特別支援学校全課程修了者の通知	36
4-3-11	除籍となった児童生徒について	37
<u>4-4</u>	<u>区域外就学に係る手続き</u>	
(1)	県内の児童生徒の区域外就学	
①	【区域外へ就学する場合】	
4-4-1	県立特別支援学校 ⇒ 区域外の特別支援学校へ就学	38
4-4-2	県内小・中学校 ⇒ 区域外の特別支援学校へ就学	39
4-4-3	新学齢児 ⇒ 区域外の特別支援学校へ就学	40
4-4-4	就学義務の猶予・免除の児童生徒 ⇒ 区域外の特別支援学校へ就学	41
②	【県外等の区域外就学から本県へもどる場合】	
4-4-5	県外等の特別支援学校へ区域外就学 ⇒ 県内小・中学校	42
4-4-6	県外等の特別支援学校へ区域外就学 ⇒ 県立特別支援学校	43
(2)	県外の児童生徒の区域外就学	
①	【区域外から本県へ就学する場合】	
4-4-7	県外在住者の県立特別支援学校への区域外就学	44
②	【区域外就学の児童生徒が他県等へもどる場合】	
4-4-8	県立特別支援学校 ⇒ 他県等の特別支援学校	45
4-4-9	県立特別支援学校 ⇒ 他県等の小・中学校	45
<u>4-5</u>	<u>その他の就学に係る手続き</u>	
4-5-1	本県への住所変更に伴う県立特別支援学校への転入学	46
4-5-2	就学義務の猶予・免除及びその解除	47
4-5-3	就学義務の猶予・免除児 ⇒ 県立特別支援学校	48
<u>4-6</u>	<u>聾学校への通級による指導を受け入れる場合の手続き</u>	49

第3章 通知等の様式例

様式	1	新学齢児用 「特別支援学校の対象となる児童生徒について」	50
様式	2	転学用 「県立特別支援学校への転学について」	50
様式	3	「学齢簿の加除訂正について」	51
様式	4	「特別支援学校の対象となった児童生徒について」	51
様式	5	「区域外への就学となる児童生徒について」	52
様式	6	「区域外への就学でなくなった児童生徒について」	52
様式	7	「特別支援学校の対象でなくなった児童生徒について」	53
様式	8	「認定就学者として思料される児童生徒について」	53
様式	9	「認定就学者として認定されなかった児童生徒について」	54

様式 10	「特別支援学校の対象でなくなった区域外児童生徒について」	54
様式 11	「区域外就学児童生徒の退学について」	55
様式 12	「転学願」	55
様式 13	「県立特別支援学校への区域外就学願」	56
様式 14	(同一障害)「県立特別支援学校間の就学について」	56
様式 15	(異なる障害)「県立特別支援学校間の就学について」	57
様式 16	「全課程の修了者について」	57
様式 17	「就学義務を猶予又は免除する児童生徒について」(報告)	58
様式 18-1	「就学義務の猶予又は免除について」(願)	59
様式 18-2	「就学義務の猶予又は免除の解除について」(願)	59
様式 19	「児童生徒の除籍について」	60
様式 20	「転居による児童生徒の異動について」	60
様式 21	「聾学校の通級による指導が必要と思われる児童生徒について」	61
様式 22	「聾学校の通級による指導の対象となる児童生徒について」	61
様式 23	「聾学校の通級による指導の必要がなくなった児童生徒について」	62
様式 24	「聾学校の通級による指導の必要がなくなった児童生徒について」	62

第4章 就学指導事務関係資料

調A-1	個人調査書	63
<裏面>	認定就学者を判断するための調査事項	64
調A-2	教育措置変更資料	65
調B-1	障害別調査書(視覚障害)	66
調B-2	障害別調査書(聴覚障害)	67
調B-3	障害別調査書(知的障害)	68
調B-4	障害別調査書(肢体不自由)	69
調B-5	障害別調査書(病弱・虚弱)	70
調B-6	障害別調査書(言語障害)	71
調B-7	障害別調査書(自閉症・情緒障害)	72
調B-8	障害別調査書(学習障害)	73
調B-9	障害別調査書(注意欠陥多動性障害)	74
	就学相談票	75
別紙様式 1	小・中学校在籍児童生徒の特別支援学校での体験学習実施計画書	76
別紙様式 2	〇〇市町立〇〇小中学校特別支援学級での体験学習願	77
別紙様式 3	特別支援学校在籍児童生徒の小中学校(特別支援学級・通常の学級)での体験学習実施計画書	78
別紙様式 4	〇〇市町立〇〇小中学校(〇〇特別支援学級・通常の学級)での体験学習状況について(報告)	79
<付属資料>		
参考資料 1	県内特別支援学校一覧	80
参考資料 2	県立特別支援学校の通学圏	81
参考資料 3	訪問教育学級設置校及び担当地域	82
参考資料 4	関係相談機関等一覧	82
参考資料 5	特別支援学校在籍者に係る主な施設・病院等	83
参考資料 6	栃木県就学指導委員会要綱・要領等	84
別記様式 1	判断依頼書	88
(別記様式 2)	個人調査書:調A-1 P63・64と同じにつき省略)	
別記様式 3	審議依頼書	89
別記様式 4	個人判断書	90
参考資料 7	関係法令等	91

第1章 障害のある子どもの指導の基本

1 一人一人の特別な教育的ニーズに対応した教育

(1) 障害のある子どもへの教育の意義と内容

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害があるため、小学校や中学校の通常の学級での指導を受けることが困難であったり、通常の学級の指導では十分な教育的効果を期待することが難しかったりする児童生徒がいる。これらの児童生徒に対しては、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、可能な限り積極的に社会参加するための基礎となる生き方を培うため、特別支援学校、又は小・中学校の特別支援学級等において、特別な配慮の下に、より手厚く、きめ細やかな教育を行うことが必要である。

特別支援学校や特別支援学級では、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた指導を行うため、少人数で学級が編成され、それぞれの分野について専門的な知識・経験を有する教職員が配置されている。また、障害に応じた特別の施設や教材の整備及び一人一人の教育的ニーズに対応した教育課程を編成し、柔軟な教育内容・方法等により、障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加することを目指した教育が行われている。

(2) 特別支援教育

① 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱のある者を対象とする学校として、設けられている。

また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、可能な限り教育を受ける機会を提供する趣旨から、特別支援学校の教員を家庭、児童福祉施設や病院などに派遣して指導を行う、訪問教育が行われている。

② 特別支援学級

特別支援学級は、特別支援学校に比べ障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小学校や中学校に必要な応じて設けられる特別に編成された学級である。

③ 通級による指導

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童生徒に対して各教科等の指導の大部分は通常の学級で行い、障害に応じた特別の指導の場（通級指導教室）で行うものである。学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等のある児童生徒についても対象となっている。

2 就学義務

憲法、教育基本法及び学校教育法に基づき、保護者は、その子女を、子女が満6歳に達した日の翌日以降の最初の学年の始めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの9年間、小学校及び中学校又は特別支援学校の小学部及び中学部に就学させる義務を負っている。この義務に基づく必要な手続きに関しては、学校教育法施行令に定められている。

なお、学校教育法においては、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、その保護者の願いにより市町の教育委員会は就学事務を猶予又は免除することができる旨規定されているが、これは就学事務の例外的な措置として扱われるべきものであり、猶予又は免除の措置は慎重に行う必要がある。

また、学校教育法に基づき、市町は児童生徒を就学させるのに必要な小・中学校の設置を、都道府県は学校教育法施行令第22条の3で定める程度の障害のある児童生徒を就学させるのに必要な特別支援学校の設置を義務付けられている。

3 障害のある子どもの就学指導について

1 就学指導の基本方針

障害のある子どもの就学する学校の決定は、「学校教育法施行令の一部改正について」（平成14年4月24日付け14文科初第148号）により、文部科学事務次官から通知のあった、改正学校教育法施行令第22条の3の就学基準（特別支援学校に就学すべき障害の程度）及び、特別支援学級等における教育や指導の留意事項などを示した「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号文部科学省初等中等教育局長通知）に基づくとともに、併せて栃木県教育委員会が作成した「就学事務手続きの手引」を参考にしながら、児童生徒の実態に即した適切な就学指導により実施する。

なお、栃木県教育委員会及び市町教育委員会が、障害を判断し就学する学校を決定するに当たっては、保護者等の意見も聴いた上で、教育学、心理学及び医学等の専門家からの意見を聴取して総合的かつ慎重に行い、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、最もふさわしい教育が受けられるように就学指導を行うものとする（「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号））。

2 就学指導に関する関係機関の役割分担

適切な就学を期するため、一人一人の教育的ニーズを十分に把握するとともに、市町教育委員会、特別支援学校及び県教育委員会は、次のそれぞれの役割分担のもとに緊密な連携を図って就学指導を実施する。

(1) 市町教育委員会

- ア 障害のある子どもの実態把握
- イ 就学指導のための資料収集
- ウ 市町の就学指導委員会に、障害のある子どもの就学する学校について諮問
- エ 保護者の心情理解と専門家からの意見聴取
- オ 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室への就学指導
- カ 特別支援学校への就学について通知（12月末までに県教委へ）
- キ 就学猶予・免除の決定
- ク 認定就学者の認定
- ケ 社会啓発活動の実施

(2) 特別支援学校

- ア 障害のある子どもの教育相談、体験学習及び就学に関する相談の実施
- イ 障害のある子どもの障害の程度の把握
- ウ 特別支援学校の対象でなくなった児童生徒の把握
- エ 認定就学者に該当するか否かの検討

(3) 県教育委員会

- ア 就学指導に関する基本方針等の作成
- イ 特別支援学校に就学する児童生徒の入学期日等の通知（1月末までに保護者等へ）
- ウ 県就学指導委員会に障害のある子どもの就学する学校について諮問
- エ 社会啓発活動の実施
- オ 市町教育委員会、特別支援学校との連絡調整
- カ 市町教育委員会の相談体制や就学指導体制への支援

(4) 市町教育委員会と県教育委員会の連携

市町教育委員会は、市町の就学指導委員会で障害のある子どもの障害の程度等を判断することが困難な場合や判断と保護者の意見とが異なり理解が得られない場合に、県教育委員会に依頼して、栃木県就学指導委員会の調査・審議を受けたり、県教育委員会の助言を得たりして就学指導を実施する。

3 市町教育委員会における認定就学者に当たっての留意事項

市町教育委員会は、就学基準に該当する障害のある者を認定就学者として小学校又は中学校に就学させるに当たり、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情が認められるかどうかについては、障害の種類、程度等に応じた適切な教育内容及び方法について専門家の意見や保護者の意見を聴いて、障害のある子どもにとって最もふさわしい教育を行うという視点に立って総合的に判断する必要がある。

なお、小学校又は中学校に就学した後も、障害の種類および程度に応じた特別支援学校で教育を受けることができるよう繰り返し就学指導を行うことが必要である。

当該の特別支援学校での体験学習を実施する場合は、小学校又は中学校は【別紙様式1】により、実施計画を市町教育委員会及び特別支援学校に提出する。市町教育委員会は、特別支援学校と事前協議の上、実施計画【別紙様式1】の写しを県教育委員会に報告する。

4 特別支援学校の児童生徒が認定就学者に該当するか否かを検討する際の留意事項

(1) 特別支援学校

ア 障害の状態の変化等についての判断と保護者の意向とを明確に区別する。

イ 観察・検査等により当該児童生徒の障害の程度を正確に把握するとともに、転学を希望する小学校又は中学校について情報を収集する。

ウ 校内の就学指導委員会の結果、認定就学者と思料される場合には、事前に県教育委員会にその旨を連絡する。

また、当該小学校又は中学校で体験学習を実施する場合は、保護者からの体験学習願【別紙様式2】を受けて、実施計画【別紙様式3】及びその体験学習状況【別記様式4】を小学校又は中学校、市町教育委員会、県教育委員会に報告する。

エ 認定就学者として判断されなかった場合には、特別支援学校の教育の適切さやその意義などについて、継続して保護者への啓発・指導を行う。

(2) 県教育委員会

ア 特別支援学校からの報告に基づき、当該事例について住所地の市町教育委員会に連絡するとともに、転学を希望する小学校又は中学校での教育相談や体験学習の実施、受け入れの可能性などについて、当該市町教育委員会との事前協議をした後、認定就学者に該当するか否かの判断を市町教育委員会に委ねる。

イ 市町教育委員会において認定就学者として判断されなかった場合には、その旨を特別支援学校に通知する。

(3) 市町教育委員会

ア 教育相談や体験学習の結果等から、小学校又は中学校に就学できる特別な事情があると認められた場合に、市町教育委員会は当該児童生徒を認定就学者として判断する。

イ 県教育委員会からの認定就学者として思料される通知を受けた後、認定就学者として小学校又は中学校への就学（転学）手続きをする。

[備考] 学校教育法施行規則の一部改正等に伴う留意事項

小学校又は中学校の通常の学級に在籍する学習障害者や注意欠陥多動性障害者が通級による指導の対象に加えられたことに留意する。

詳しくは「17文科初第1177号」及び「17文科初第1178号」を参照する。

4 就学基準

<別表> 就学基準表 参照 (P 4 ~ P 10)

< 別表 >

就学基準表

障害の程度と就学する学校・学級等	
視 覚 障 害 者 及 び 弱 視 者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 弱視特別支援学級 </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 通級による指導 </div>
	<p>(解説)</p> <p>ア 「視力以外の視機能障害が高度のもの」とは、高度の視野狭窄、高度の夜盲、全色盲などの障害をもつものをいう。</p> <p>イ 「両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの」とは、遠見視力 0.3 以上の弱視者で視力以外に視機能障害がない場合があっても、近くの文字等を見ることが著しく困難な事例がみられることに対応し、遠見視力 0.3 以上の弱視者が視覚特別支援学校への就学の対象から一律に除外されることがないようにするためである。</p> <p>ウ 上記の判断は、専門医による精密な診断に基づき総合的に行うよう留意すること。</p> <p>なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するよう特に留意すること。</p>

障害の程度と就学する学校・学級等

聴
覚
障
害
者
及
び
難
聴
者

両耳の聴力レベルが、おおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

難聴特別支援学級

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

通級による指導

(解説)

ア 上記の判断は、専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に行うよう留意すること。なお、その際必要に応じ聴覚特別支援学校教員など、聴覚障害児の教育的対応に経験を有する者の協力を得ることが望ましい。

イ 「補聴器等の使用によっても」の「等」とは、医学や科学技術の進歩に対応して、近年、聴覚障害児への装用が見受けられる人工内耳を指している。

ウ 「通常の話声」とは、人が通常の会話の中で使用する話し声のことであり、大声、ささやき声とは区別して用いる。

障害の程度と就学する学校・学級等

知的障害者

① 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

② 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

知的発達遅滞があり、他人との意志疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

知的障害者に対する教育を行う特別支援学校

知的障害特別支援学級

(解説)

ア 「他人との意思疎通が困難」とは、特別な配慮なしに、その年齢段階に標準的に要求されるコミュニケーション能力には到っておらず、一般的な会話をする際に話された内容を理解することや自分の意思を伝えることが著しく困難であり、他人とのコミュニケーションに支障のある状態を示す。

イ 「日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする」とは、一定の動作、行為の意味、目的、必要性を理解できず、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に、ほとんどの場合又は常に援助が必要である程度をいう。

ウ 「社会生活への適応が著しく困難」とは、例えば、他人との意思を交換したり、自己管理をしたりすることや、日常生活や社会生活、対人関係を形成することなどに関するその年齢段階に標準的に要求される適応能力が特に乏しい状態をいう。

エ 上記の判断をする場合は、知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断するものとする。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で、総合的に判断を行う。

障害の程度と就学する学校・学級等

肢
体
不
自
由
者

① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校

肢体不自由特別支援学級

通級による指導

(解説)

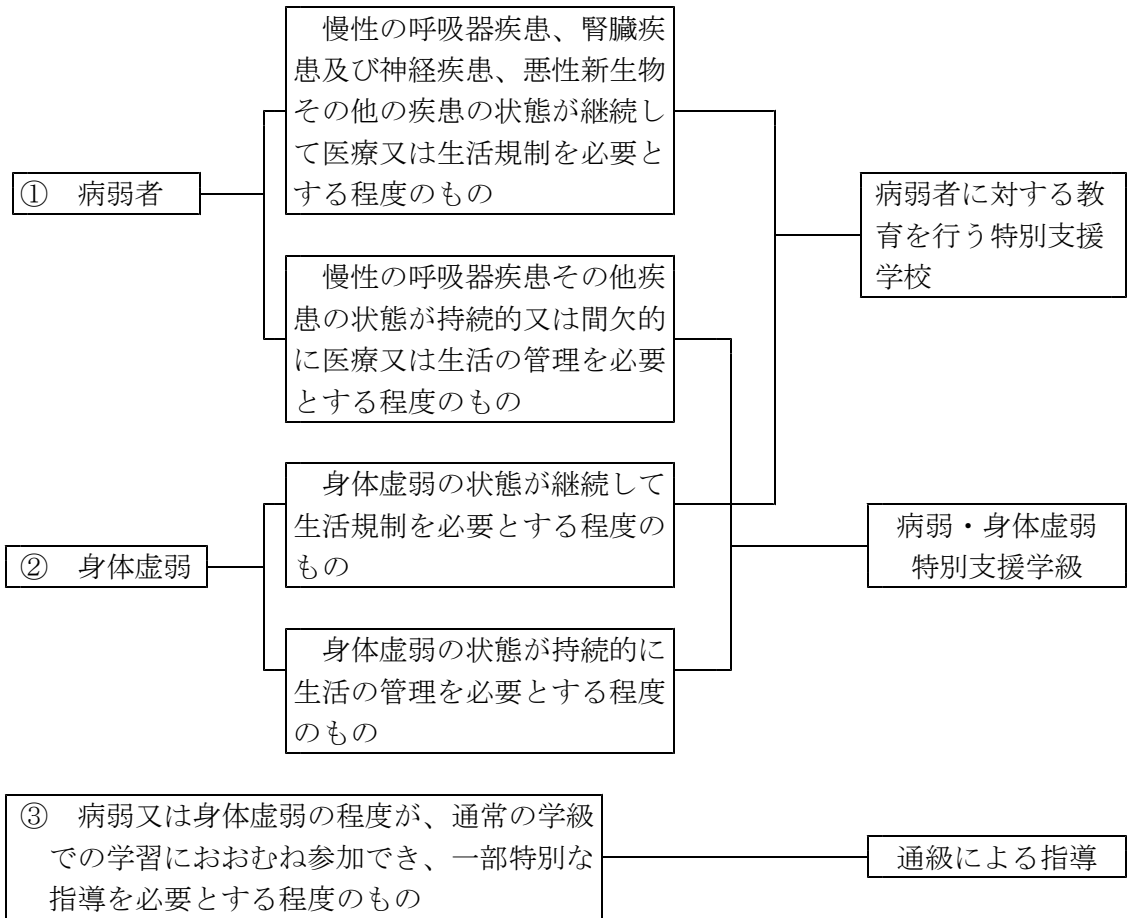
ア 「日常生活における基本的な動作」とは、歩行、食事、衣服の着脱、排泄等の身辺処理動作及び描画等の学習活動のための基本的な動作のことをいう。

イ 上記の判断は、専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断する。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

ウ 「常時」とは、特定の期間内において連続的、恒常的な様子を表しており、「常時の医学的観察指導を必要とする」とは、具体的には医師の判断によって肢体不自由児施設等へ入所し、起床から就寝に至るまで医学的観点からの観察が必要で、日常生活の一つ一つの運動・動作について指導・訓練を受けることが必要な状態をいう。

障害の程度と就学する学校・学級等

病
弱
者
及
び
身
体
虚
弱



(解説)

ア 病弱で「継続して医療を必要とするもの」とは、病気のため継続的に医師からの治療を受ける必要があるもので、医師の指導に従うことが求められ、安全面及び生活面への配慮の必要性が高いものをいう。

イ 病弱で「継続して生活規制を必要とするもの」とは、安全及び生活面への配慮の必要度は高く、日常生活に著しい制限を受けるものの、継続して医師の治療を受ける必要はないものをいう。

ウ 身体虚弱で「継続して生活規制を必要とするもの」とは、病弱という程度ではないものの、安全及び生活面への配慮の程度が高く、日常生活に著しい制限を必要とするものをいう。

エ 慢性疾患の状態が「持続的又は間欠的に医療又は生活の管理が必要」とは、病気のため医師の指導を受けているが、継続した医療の必要はないものの持続的又は間欠的に医療又は生活の管理が必要な場合で、安全及び生活面への配慮の必要性は比較的低いものをいう。

オ 「身体虚弱の状態が持続的に生活の管理が必要」とは、安全面及び生活面への特別な配慮の必要度が比較的低く、著しい日常生活の制限はないものをいう。

カ 上記①～③の判断は、医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行う。

障害の程度と就学する学校・学級等	
言語障害者	<p>器質的又は機能的な構音障害のあるもの、話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、言語機能の基礎的事項に発達遅れのあるもの等(これらの障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> その程度が著しいもの → 言語障害特別支援学級 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの → 通級による指導
自閉症者	<p>① 自閉症又はそれに類するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも → 自閉症・情緒障害特別支援学級 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導が必要な程度のも → 通級による指導
情緒障害者	<p>② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会生活への適応が困難である程度のも → 自閉症・情緒障害特別支援学級 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導が必要な程度のも → 通級による指導
学習障害者	<p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とするもの</p> <p>→ 通級による指導</p>
注意欠陥性障害者	<p>年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とするもの</p> <p>→ 通級による指導</p>

障害の程度と就学する学校・学級等	
他 併の せ障 有害 すを る者	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">二つ以上の障害を併せ有するもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">併せ有する障害の種類、程度の軽重等を考慮して最も適切な就学先について判断する。</div> </div>

就 猶学 予義 又務 はの 免除 者	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難なもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">保護者の願いにより就学義務の猶予又は免除</div> </div> <p>(解説)</p> <p>ア 就学義務の例外的な措置として扱われるべきものである。</p>
--------------------------------------	---

特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	/
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が、補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が、前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患、その他疾患の状態が、持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者	/	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る）でその程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	/	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	/	二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者	/	/	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	/	/	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
根拠	学校教育法施行令第22条の3による	平成14年5月27日付け文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」、平成14年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」及び平成18年7月同「就学指導資料（補遺）」による	